

高齢者が生き生きと暮らせるまちへ

第五次市高齢者保健福祉計画 (第四期介護保険事業計画) を策定

市では、平成 21 年度から 23 年度までを計画期間とする『第五次市高齢者保健福祉計画(第四期介護保険事業計画)』を策定しました。今回、同計画の概要のほか、介護保険料の改定についてお知らせします。

計画の基本理念と内容

基本理念 左表(1)のとおり
内容 同計画は高齢者の保健福祉施策全般にわたるものです。すべての高齢者が対象の『高齢者保健福祉計画』と介護などを必要とする高齢者が対象の『介護保険事業計画』を一体的に定めました。本市の要支援・

要介護者数の推計(左表(2)のとおり)などに基いて算出された、介護保険サービスの見込み量などを掲げています。

計画の基本目標

同計画では三つの目標を定め、市は目標の実現に向け、各種の事業を行います(左表(1)のとおり)。

計画の進行管理

同計画を円滑、確実に進めるため、市保健福祉懇話会や市介護保険事業推進協議会、地域包括支援センター運営協議会が進行管理などを行います。

詳しく知りたいときは

同計画は、情報公開コーナーや高齢者支援課、市ウエブサイトで閲覧できます。

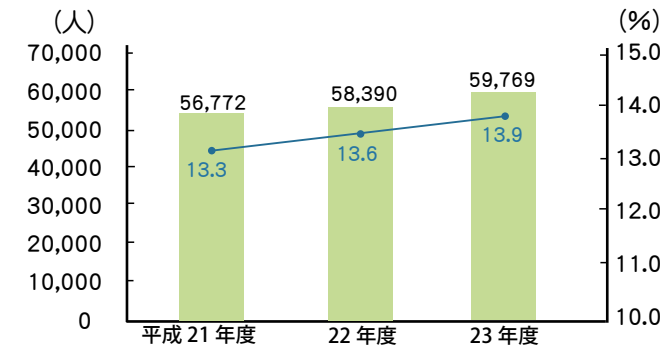
問合せ先

Web 高齢者支援課
☎ 23-9873

【表(1)】基本理念・基本目標・取り組みの方向性

| | | |
|-----------------|--|---|
| 基本理念 | だれもが、生涯にわたってその人らしく、生きがいをもって暮らせる ともに支えあう福祉社会の実現 | |
| 基本目標 | (1)だれもが、生涯にわたってその人らしく、安心して暮らし続けることができるまち (2)だれもが、生涯にわたって健康で、生きがいをもって生活できるまち (3)地域でふれあい、助けあい、支えあうまち | |
| 取り組みの方向性 | 保健福祉サービス | (1)市民ニーズの高い在宅福祉サービス(おむつ給付など)の継続と内容の検証 (2)社会活動の交流拠点となる(仮称)南部保健福祉センターの建設準備 (3)南部地域での医療と介護サービスが連携した仕組みづくり など |
| | 介護保険サービス | (1)特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの整備促進 (2)介護予防事業と認知症対策の充実 (3)地域包括支援センターの設置促進やセンターと関係機関との連携強化 など |

【表(2)】要支援・要介護認定者の推計など



● 出現率(%) = $\frac{65 \text{ 歳以上の要支援・要介護認定者数}}{\text{高齢者人口}} \times 100$

| 区分 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 要支援認定者数(人) | 2,281 | 2,382 | 2,489 |
| 要介護認定者数(人) | 5,677 | 5,957 | 6,251 |
| 合計(人) | 7,958 | 8,339 | 8,740 |
| 上記のうち 65 歳以上(人) | 7,584 | 7,966 | 8,365 |

65 歳以上の人の介護保険料が変わります

市町村が徴収する 65 歳以上の人の(第 1 号被保険者)の介護保険料は、被保険者と世帯の所得段階に応じて市町村が設定します。市では、第 4 期介護保険事業計画の策定に伴い、高

齢者人口や介護保険サービスの見込み量の推計などを基に、保険料を下表(1)のとおり設定しました。設定に当たり、前期(第 3 期・平成 18 ~ 20 年度)と異なる点は次のとおりです。

● 保険料の段階を変更

所得が一定額以下の人の負担軽減に配慮する一方、介護保険事業の維持に必要な保険料収納を確保するため、保険料の段階を 6 段階から 9 段階に増やしました。

● 国の交付金による保険料の軽減

介護報酬単価の引き上げによる保険料の急激な上昇を抑えるため、国は『介護従事者処遇改善臨時特例交付金』を市町村に交付しました。市では、この交付金を活用し、平成 21・22 年度の保険料を段階的に軽減します。



【表(1)】第 4 期(平成 21 ~ 23 年度)の介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | 保険料(年額) | | |
|--------------|---|--------------|----------|----------|
| | | 特例交付金による軽減期間 | | 平成 23 年度 |
| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | |
| 第 1 段階 | ・生活保護を受給している人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 | 17,940 円 | 18,190 円 | 18,430 円 |
| 第 2 段階 | 世帯全員が市民税非課税で、被保険者の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の人 | 21,530 円 | 21,830 円 | 22,120 円 |
| 第 3 段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第 2 段階(上段)に該当しない人 | 32,750 円 | 33,190 円 | 33,640 円 |
| 特例 第 4 段階 | 市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の人【要件=世帯内に市民税を課税されている人がいる】 | 40,820 円 | 41,380 円 | 41,930 円 |
| 第 4 段階 | 市民税非課税で、特例第 4 段階(上段)に該当しない人【要件=世帯内に市民税を課税されている人がいる】 | 44,860 円 | 45,470 円 | 46,080 円 |
| 第 5 段階 | 市民税を課税されていて、合計所得金額が 125 万円未満の人 | 52,040 円 | 52,750 円 | 53,450 円 |
| 第 6 段階 | 市民税を課税されていて、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の人 | 58,320 円 | 59,110 円 | 59,900 円 |
| 第 7 段階 | 市民税を課税されていて、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の人 | 71,780 円 | 72,750 円 | 73,730 円 |
| 第 8 段階 | 市民税を課税されていて、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円未満の人 | 85,230 円 | 86,390 円 | 87,550 円 |
| 第 9 段階 | 市民税を課税されていて、合計所得金額が 700 万円以上の人 | 89,720 円 | 90,940 円 | 92,160 円 |

● あなたの介護保険料は

【被保険者本人への質問です】

スタート

